（持分法損益等）
当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりであります。
関連会社に対する投資の金額　41,795,017,345円
持分法を適用した場合の投資の金額　65,509,056,513円
持分法を適用した場合の投資利益の金額　17,545,009,237円
（重要な債務負担行為）
該当事項はありません。
（重要な後発事象）
該当事項はありません。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 28 年 12 月 28 日
独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
東博第11―81号	平成12年２月25日	平野　　泰	平成28年９月28日	
東博第11―82号	平成12年２月25日	平野　　泰	平成28年９月28日	
東博第11―83号	平成12年２月25日	平野　　泰	平成28年９月28日	
東博第21―12号	平成21年３月18日	齊藤　隆典	平成28年11月12日	

工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 378 号
工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。
平成 28 年 12 月 28 日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬
（平成28年11月21日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
120338ＪＰ	一般財団法人カケンテストセンター 東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号	一般財団法人カケンテストセンター　東京事業所　目黒ラボ 東京都品川区上大崎四丁目５番37号　本多電機ビル１階	有害物質試験（ホルムアルデヒド）

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成 28 年 12 月 28 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵④イ(ロ)のうち、

「

(C)
東北自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を２時間以内に通行するものとする。
東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を２時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を２時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を２時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を２時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を２時間以内に通行するものとする。

」を

「

(C)
東北自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を１時間以内に通行するものとする。
東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を１時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を１時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を１時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を１時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を１時間以内に通行するものとする。

」に改める。